

丹波市のために
ともに働きませんか。



平成28年4月採用予定 丹波市職員募集（2次募集）

【試験日】1月31日（日）

【試験会場】市立柏原住民センター

■募集職種と採用予定人数 / ①言語聴覚士1名程度②介護支援専門員1名程度③建築職1名程度

■受験資格 / 受験職種により年齢、資格取得の有無などが異なります。詳しくは、「丹波市職員採用候補者試験実施要項」をご覧ください。

■受付期間 / 1月4日（月）～19日（火）

■提出書類 / ①職員採用候補者試験受験申込書または近畿（全国）高等学校統一用紙②受験票※その他、受験職種により必要なものが異なります。詳しくは、職員採用候補者試験実施要項をご覧ください。

■受付場所 / 職員課（氷上庁舎2階）
（持参に限る。代理人可）

■必要書類 / 職員採用候補者試験実施要項および申込用紙は、職員課または各支所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

非常勤一般職員を 募集します

市では平成28年4月1日から1年間の任用期間で、非常勤一般職員を募集します。

■募集職種 / 保育士、施設管理員、看護師、適応指導教室指導補助員、社会福祉士、放課後児童指導員など

■選考試験 / 1月24日（日）

■試験会場 / 氷上住民センター

■受付期間 / 1月4日（月）～18日（月）
※詳しくは、職員課または各支所に備え付けの募集要項をご覧ください。

●職員課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 0722

農業委員会が変わります！



4月から新農業委員会法が施行

8月に農業委員会法が改正され、選挙制度が廃止されました。今後は選挙人名簿の作成を行わず、農業委員名簿申請書も送付しません。現在の農業委員は平成29年6月30日の任期満了まで職務を行います。

▶農業委員会のココが変わる！

- ①公選制から地域推薦・公募へ
農業委員は、議会の同意を得て市長が任命する方法に変わります。地域の農業者や農業団体から候補者の推薦や公募を行います。
- ②農業委員会の過半数を認定農業者へ
農業委員の過半数は、認定を受けた農業者であることが必要になります。
- ③女性や青年の登用促進へ
農業委員の年齢、性別などに偏りがないように配慮します。

●農業委員会（春日庁舎内） ☎ 74 - 1504

農業委員会名簿申請が不要になりました



市では、幹線市道などの除雪作業や凍結防止剤の散布を行っていますが、広範囲のため、市民のみなさんの協力が必要です。凍結防止剤を橋の上や日陰など凍結が著しい市道に常備しています。自宅の周辺や通勤に使われている市道で、凍結しそうなときは、凍結防止剤を散布してください。※市道での路上駐車は、除雪作業などの妨げになりますので、ご遠慮ください。
●道路整備課（春日庁舎内） ☎ 74 - 2550

選挙権年齢が 『満18歳以上』になります



6月に選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」へ引き下げる改正公職選挙法が成立しました。これにより、平成28年夏に予定されている参議院議員通常選挙から18歳以上が有権者となり、投票することができます。参議院議員通常選挙以降に執行される、市区町村長選や知事選などの地方選挙も18歳から投票できるようになります。また、選挙権年齢の引き下げにより、18歳から選挙運動も認められるようになります。

市では、およそ1,400人の18歳および19歳の方が新たに有権者となります。この改正を有権者全員が真摯に受け止め、選挙権を有する意義を若い人たちに伝えていかなければなりません。



小川小学校5年生 足立智也さんの作品

●市選挙管理委員会（氷上庁舎総務課内）
☎ 82 - 1002

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を支給します



戦後70年にあたり、戦没者の尊い犠牲に改めて弔慰の意を表すため、ご遺族に特別弔慰金を支給します。

■支給対象者 / 公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などの受給者がなく、次の要件を満たす遺族のうち1人。戦没者などの死亡当時の遺族で①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方②子③父母、孫、祖父母、兄弟姉妹※死亡当時の生計関係により順位が異なる ④①～③以外の三親等内の親族※死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限る

■支給内容 / 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期日 / 平成30年4月2日まで

■請求窓口 / 各支所、社会福祉課

※個人番号がわかるものと本人確認書類（運転免許証など）を持参ください。代理人が手続する際は別途書類が必要です。

●社会福祉課（春日庁舎内）

☎ 88 - 5027

特別弔慰金の手続きはお済みですか

新たな有権者が仲間入りします

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付額をお知らせします】



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額（平成27年1月1日～12月31日）のお知らせハガキや封書を1月下旬に送付します。納付額を知るために、窓口・電話で事前に申請する必要がなくなりました。

■対象者

- ①国民健康保険税…納税義務者（世帯主）
※年金から特別徴収（天引き）される分を除く（日本年金機構などから別通知）
- ②後期高齢者医療保険料…すべての被保険者
※死亡された方を除く

- ③介護保険料…65歳以上の被保険者
※年金から特別徴収（天引き）される分を除く（日本年金機構などから別通知）
- 再交付 / 紛失による再交付の希望は各担当課または各支所で受け付けます。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、確定申告や住民税申告の社会保険料控除の対象です。適正な申告のため、申告相談には郵送される納付額のお知らせハガキなどを持参ください。

● 税務課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2070
● 国保・医療課（氷上保健センター内）
☎ 82 - 6690
● 介護保険課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1049